

※申請部数 2 部

農地法第 5 条の規定による許可申請書（一時転用）

令和元年 5 月 10 日

（宛先）岡崎市農業委員会会長

行政書士による代理
申請の場合に記入。

賃借・使用賃借の権利設定であるた
め、「借人」「貸人」にする（☆も同様）

賃借・使用賃借の権利設定であるため、
設定を選択。

事務所 岡崎市〇〇町字〇〇 1 番地
申請代理人 行政書士 行政 孝 郎
電話番号 0 5 6 4 - 2 3 - 〇〇〇〇

職印

借人 株式会社 岡 崎
代表取締役 〇〇 〇〇
（連絡先 0564-23-〇〇〇〇）
貸人 十 王 太 郎
（連絡先 0564-23-〇〇〇〇）

行政書士等に
委任せず、本
人自ら申請す
る場合、自署
もしくは記名
押印。

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第 5 条の規定によって許可を申請します。

1. 申請当事者の氏名、住所、年齢	当事者の別	氏 名		住 所		年 齢	備 考		
	借 人 ☆	株式会社 岡 崎		岡崎市〇〇 1 丁目 2 番 1 0 号		—			
	貸 人 ☆	十 王 太 郎		岡崎市〇〇町字〇〇 1 0 番地 2		70			
必ず記入する。		以下余白		現住所を記載。ただし、登記事項証明書の住所と異なる場合は、履歴のわかる住民票等を添付。					
2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、および耕作者の氏名	土地の所在	地番	地 目		面 積	耕作者の氏 名	所有者の氏 名	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別	備 考
			登記簿	現況					
	岡崎市〇〇町字〇〇	25	田	田	300 m ²	十王〇〇	十王太郎	市街化調整区域	
	岡崎市〇〇町字〇〇	26	宅地	畑	100 m ²	十王〇〇	十王太郎	市街化調整区域	
	岡崎市〇〇町字〇〇	27	畑	雑種地	80 m ²	—	十王太郎	市街化調整区域	
以下余白									
必ず記入する。		計 480 m ² （田 300 m ² 畑 180 m ² 採草放牧地 — m ² ）							

・登記簿地目で加算
・登記簿地目が農地以外の場合、現況地目で加算

現況地目が農地以外の場合、耕作者は「—」とし、始末書を添付。

3. 転用計画	(1) 転用の目的	用 途	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細 市発注の下水道管渠築造工事の受注に伴い、工事で必要な資材置場を確保するため。															
		資材置場																
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和元年 7 月 1 日から 令和元年 12 月 31 日																
		工事の着工から完工までの日付を記入。 ・着工日は権利の設定、移転の時期以降の日付を記入 ・工事期間の妥当性を確認するため、受注時の契約書等を添付																
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第 1 期 (着工 令和元年 7 月 1 日～ 令和元年 12 月 31 日まで)						第 2 期 (着工 年 月 日～ 年 月 日まで)						合 計			
			名称	棟数	建築面積	所要面積	備考	名称	棟数	建築面積	所要面積	備考	棟数	建築面積	所要面積	備考		
		土地造成	/	/	/	m ² 500		一体利用地 字〇〇30 番 雑種地 20 m ²	/	/		m ² 500						
		建築物																
		小 計																
		工作物	資材置場	1 箇所		500							1 箇所		500			
小 計			1 箇所		500							1 箇所		500				
計			1 箇所		500							1 箇所		500				
4. 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別					権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他	建蔽率 (利用率) 100%								
	賃借権	設定 移転					令和元年 7 月 1 日	6 か月	—	建築を伴わない転用は利用率を記入。								

賃借権 or 使用賃借権

許可日以降の日付

工事の着工から完工までの期間を記入。

※ 一体利用地とは、転用計画において、申請地以外に一体的に利用する農地以外の土地のこと

5. 資金調達についての計画 ・賃借権の場合、賃料を記入 ・農地復元費を記入し、農地復元誓約書を添付	総事業費 (内訳) 賃料 300千円 土地造成費 100千円 農地復元費 100千円 合計 500千円	調達方法 (内訳) 自己資金 500千円 (〇〇銀行〇〇支店普通預金) 借入金 () 合計 500千円 銀行名、支店名、預金種目を記入。
6. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要	土地造成については最大〇cm盛土する。 雨水は自然浸透とする。 隣接の北と西側農地には雨水等が流れ込まないように対処する。 抵当権者には連絡し、支障ない旨確認済み。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決する。 ・土地造成、排水計画について記入 ・周辺地域の農業に対する被害防除措置について記入	
7. その他参考となるべき事項 法令手続きについて、申請日(許可)を記入し、所管課の受付印が押された申請書の写し(許可書等)を添付。	宅地造成及び特定盛土等規制法 道路占用 隣接農地土地所有者等に転用計画について説明済み。 〇〇土地改良区意見書添付。	令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請 令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請 ・隣接地に農地がある場合、土地所有者等に転用計画を説明している旨を記入 ・土地改良区の該当がない場合、「土地改良区該当なし」と記入 ・土地改良区の該当はあるが受益地ではない場合、「〇〇土地改良区受益地外であることを確認済み」と記入

記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別を記載する。
- (3) 「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (4) 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分する。
- (5) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条の第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロもしくはハのいずれかの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。